未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（新規就農者等の経営発展の取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

認定新規就農者 等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

⑵　対 象 経 費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　補　助　率：県１/３、市町村１/６

⑷　補助対象経費上限額：５００万円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年３月１８日 ～ ４月３０日

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

⑵　担 当（係）名：地域農政担当

⑶　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域の農業の担い手としてだけではなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるＵターンによる親元就農者や半農半Ｘで就農を希望する方の就農開始を支援します。

３　利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるＵターン就農者や半農半Ｘの方　等

４　支 援 内 容

(1) **補 助 要 件**：次に該当する認定新規就農者以外の方で、２年以上の営農継続の見込みがある方（６５歳未満）に対する助成
① 県外からのＵターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方
② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方

(2) **対 象 経 費**：営農開始時に必要な経費

(3) **補　助　率**：定額

(4) **補助上限額**：７５万円　最長１年間

５　募 集 期 間

(1) **募集期間**：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) **申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県　庁】

(1) **機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) **担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3) **電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

やまがた農地リフレッシュ＆アクション事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件

○ 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農地の所有者であること

○ 次の農地要件を全て満たすこと

・農振農用地区域内の農地であること

・荒廃農地Ａ分類（１号遊休農地）であること

・賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること

○ 賃貸借等によって、再生された農地で５年間以上耕作又は保全すること

○ 事業実施にあたり直営施工を含むこと

○ 事業費が200万円未満であること

⑵　対 象 経 費

○ 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策　等

○ 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

⑶　補　助　率：１／４以内

⑷　補助上限額：⑶補助率により算定した額

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：随時受付

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

⑶　申込み先：最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

【県　庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農村計画課

⑵　担 当（係）名：農村保全担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－３３７３

【総合支庁】

⑴　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

⑵　担 当（係）名：下記のとおり

⑶　電 話 番 号：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９（企画担当）

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４１（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９（企画担当）

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（３年以内）を交付します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（資金交付要件）：

○ 独立・自営就農時の年齢が５０歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

○ 前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること。

○ 独立・自営就農であること。

○ 青年等就農計画等が、独立・自営就農５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

○ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。

○ 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

○ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。

○ 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2)　その他（補助を受けられる期間等について）：

○ 最長３年間、年間最大１５０万円を交付。

○ 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則６００万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。

○ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

５　募集期間

(1)　募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（２年以内）を交付します。

３　利用対象者

県認定研修機関（東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、キャリアサポート・研修センター、（公財）やまがた農業支援センター、鶴岡市新規就農者受入協議会）の研修生

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（資金交付要件）：

○ 就農予定時の年齢が５０歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
○ 前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること
○ 県が認めた研修機関で概ね１年以上研修すること
○ 常勤の雇用契約を締結していないこと
○ 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと等

(2)　そ　の　他（補助を受けられる期間等について）：

○ 最長２年間、年間最大１５０万円を交付。
○ 研修終了後１年以内に５０歳未満で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：

認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：研修先の認定研修機関にお問い合わせください。

(3)　申込み先：県内の認定研修機関

○ 東北農林専門職大学（附属農林大学校）　０２３３－２２－１５２８
○ キャリアサポート・研修センター　０２３３－２２－８７９４
○ (公財)やまがた農業支援センター　０２３－６４１－１１０５
○ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会　０２３５－２５－２１１１

６　問合せ先

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
(3)　電　話　番　号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

３　利用対象者

５０歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから５年以内に継承した者

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2)　対 象 経 費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3)　補　助　率：国１/２、県１/４、本人１/４

(4)　補助対象事業費上限額：１，０００万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限５００万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は５００万円、受けない者は１，０００万円として合算した額

② ２，０００万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

独立自営就農者定着支援助成金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

３　利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

○ 申請日の前年度４月１日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。

○ 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。

○ 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。

○ 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

⑵　対 象 経 費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

⑶　その他（補助を受けられる期間等について）：

最長３年間、年額60万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年３月中旬～４月中旬に募集予定です。

⑵　申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

⑶　申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

６　問合せ先

【(公財)やまがた農業支援センター】

⑴　機関名・課名：(公財)やまがた農業支援センター

⑵　担 当（係）名：新規就農担い手支援課

⑶　電　話　番　号：０２３－６４１－１１１７

【県庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電　話　番　号：０２３－６３０－２４６４

独立自営就農者育成研修事業助成金（県支援型）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（２年以内）を交付します。

３　利用対象者

県認定研修機関（やまがた農業支援センター）の研修生

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（助成金交付要件）：

○ 就農予定時の年齢が原則50歳以上65歳未満であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。

○ （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね１年以上研修すること。

○ 常勤の雇用契約を締結していないこと。

○ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

(2)　そ　の　他（補助を受けられる期間等について）：

○ 最長２年間、年150万円を交付（60歳以上は年75万円）。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3)　申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

６　問合せ先

【(公財)やまがた農業支援センター】

(1)　機関名・課名：(公財)やまがた農業支援センター

(2)　担 当（係）名：新規就農担い手支援課

(3)　電　話　番　号：０２３－６４１－１１１７

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電　話　番　号：０２３－６３０－２４６４

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（有機転換推進事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

３　利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者
慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
（将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る）

４　支 援 内 容

(1)　**対 象 経 費**：
有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費

(2)　**対 象 農 地**：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

(3)　**補助上限額**：２万円／10ａ以内

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業技術環境課

(2)　**担 当（係）名**：環境保全型農業担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４８１